

滝の沢中学校の通学区域の一部変更について
滝の沢中学校の通学区域の一部を変更し、次のとおり定める。

2013年（平成25年）11月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

- 1 変更する通学区域
別添図面のとおり
- 2 変更する区域の地番
石川5丁目10番地から35番地まで
遠藤2003番地から2014番地まで
- 3 施行期日
2014年（平成26年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、通学区域の一部変更により、児童の安定した就学先を確保するとともに学校運営を円滑に進める必要による。

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任事項)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認められたとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。

(14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること

変更する通学区域（斜線の部分）

変更前 秋葉台中学校

変更後（慣例学区）秋葉台中学校・滝の沢中学校

※慣例学区（指定された学校を変更することができる学区）

